

# ○ 民間施設緑化基準

平成15年3月31日

福山市

## 1 趣旨

この民間施設緑化基準は、良好で快適な生活環境の向上に寄与することを目的として、福山市みどりのまちづくり条例（平成14年条例第49号）第19条第1項の規定に基づき定めるものとする。

## 2 用語の定義

この民間施設緑化基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 土地利用面積とは、土地の利用目的及び形状から建築物と一体性を有する土地の面積をいう。
- (3) 高木とは、成木に達した時に樹高が3メートル以上に高く伸びる樹木をいう。
- (4) 低木とは、高木以外で十分に生育しても3メートル未満の樹木をいう。
- (5) 地被植物とは、樹木以外で平面的な広がりをもって表面を覆う植物をいう。
- (6) 植栽地とは、樹木、地被植物、草花等により緑化される土地をいう。  
なお、池、河川、水路、噴水その他の水面は、植栽地に含めるものとする。
- (7) 緑化率とは、土地利用面積又は土地の区画形質の変更を行う面積に対する植栽地の面積の割合をいう。
- (8) 全体事業区域とは、事業を行うために必要な区域をいう。
- (9) 現況林地とは、原則として樹高2メートル以上の樹木が一様に成育している土地をいう。

## 3 一般的な基準

- (1) 植栽する樹木等の種類及び形状は、当該行為の目的、機能、周囲の状況及び景観等を十分に考慮し、決定すること。
- (2) 設置した植栽地及び残置した現況林地は、適切に管理すること。

## 4 緑化の基準

(1) 建築物の新築

10パーセント以上の緑化率で植栽地(法令等により設置された公園等を含む)を設けること。

なお、独立して樹木を植栽するときは、次に掲げる換算面積を植栽地の面積とする。

ア 高木1本当たり10平方メートル

イ 低木1本当たり0.5平方メートル

(2) 土地の区画形質の変更

ア 宅地及び屋外施設の造成

(イ) 10パーセント以上の緑化率で植栽地(法令等により計画される公園等を含む)を設けること。ただし、宅地の造成のときは、この限りでない。

なお、独立して樹木を植栽するときは、次に掲げる換算面積を植栽地の面積とする。

a 高木1本当たり10平方メートル

b 低木1本当たり0.5平方メートル

(イ) 全体事業区域に現況林地(面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)を含むときは、その現況林地を次に掲げる造成目的ごとの割合で残置するものとし、その現況林地は、可能な限りまとまったものとする。

なお、造成目的が2以上のときは、それぞれの面積割合で算出するものとする。

a 宅地の造成

- ・ 住宅用地 10パーセント
- ・ 業務施設用地 12.5パーセント

b 屋外施設の造成

- ・ 資材置場, 駐車場 12.5パーセント
- ・ レジャー施設 20パーセント
- ・ 運動施設 15パーセント
- ・ その他 10パーセント

(ウ) (イ)の基準を満足しないときは、現況林地の残置不足分に換えて、次に掲げる割合で算出した面積を、法令等により計画される公園等の面積又は(ア)の植栽地の面積に加えること。

a 全体事業区域1ヘクタール未満

現況林地の残置不足分の5パーセント

b 全体事業区域1ヘクタール以上

現況林地の残置不足分の10パーセント

イ 土取り場及び残土捨場

法面及び平面とも樹木、地被植物等により緑化を行うこと。

## 5 植栽等の基準

### (1) 樹木の基準

植栽する高木は、可能な限り $H$ (樹高) = 2.0メートル以上のものとする。

### (2) 植栽場所の基準

植栽する場所は、道路から見える位置を優先すること。

なお、境界沿いに高木を植栽するときは、良好な隣接関係等の維持のため、成長時の樹冠を想定し、境界線から後退した位置とすること。

## 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。